

# 令和5年度第2回国分寺市子ども・子育て会議

令和5年9月8日

国分寺市役所

書庫棟会議室

## 次 第

### 1 議事

- (1) 令和5年度特定教育・保育施設の定員の設定（確保方策）について
- (2) 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（令和4年度実績）の評価について

### 2 報告

- (1) やなぎ保育園及びこくぶんじ保育園の定員変更について

### 3 その他

#### ■ 配付資料

---

諮問書（諮問第2号）（当日配付）

- 5-2-1 令和5年度特定教育・保育施設の定員の設定（確保方策）について
- 5-2-2 やなぎ保育園及びこくぶんじ保育園の定員変更について
- 5-2-3 国分寺市子ども・子育て会議委員事前提出意見等について（第4章基本目標Ⅱ）
- 5-2-4 施策評価書及び重点事業評価シート（令和4年度）一式（基本目標Ⅲ）
- 5-2-5 子ども・子育て支援事業計画評価書（令和4年度）（第5章教育・保育の量の見込みと確保方策，実施時期）

## 令和5年度第2回国分寺市子ども・子育て会議

日 時:令和5年9月8日(金)午後6時30分～

場 所:国分寺市役所 書庫棟会議室

### 出席者(敬称略)

委 員 川喜田 昌代(会長),田嶋 大樹(副会長),追谷 優希,山本 一二郎,渡辺 雅之,矢山 浩輔,殿下 順子,双木 良,関口 幹雄,福羅 和子,原 弘和,相馬 千鶴

事 務 局 宮本 学,千葉 昌恵,坂本 岳人,桑野 正樹,石丸 明子,前田 典人,斉藤 幸芳,山田 憲晴,堀田 恵里

会 長 では、6時半になりましたので、今から会議を始めたいと思います。本日は、お忙しい中、また天候の悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。これから会議に入りますけれども、会議が始めるに当たって、事務局から出欠状況のお知らせをお願いいたします。

事 務 局 事務局でございます。現在、オンラインでの出席の方々を含めて委員全員が出席いただいておりますので12人の出席がございます。委員の過半数の出席がありますので、国分寺市子ども・子育て会議設置条例第7条第2項に基づき、国分寺市子ども・子育て会議が開催できることを確認しております。よろしくをお願いいたします。

会 長 では、開催の確認ができましたので、これより令和5年度第2回国分寺市子ども・子育て会議を開催させていただきたいと思います。会議が始めるに当たりまして、事務局より配付資料の確認をどうぞよろしくお願い申し上げます。

事 務 局 今回、会議のために事前に郵送及びメールにて送付しております会議資料等につきまして、説明をさせていただきます。まず開催通知、次第、資料5-2-1から5-2-5までとなります。資料番号については、各資料1枚目右上に表示するとともに、インデックスに資料番号の末尾の数字を記載して付しております。御確認いただければと思います。また、このたびの開催通知の記載にありましたとおり、第1回会議資料なども御持参いただいているかと思っております。これについても必要に応じて使用しながら御説明をさせていただく予定でございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、後ほど部長の宮本から川喜田会長に議事(1)に係る諮問書を手交させていただきますが、その諮問書のコピーを、会場に来られている方はそのコピーを机上に配付させていただきます。

### 1 議事(1)「令和5年度特定教育・保育施設の定員の設定(確保方策)について」

会 長 ありがとうございます。では、資料の確認が終わりましたので、議事に入りたいと思います。本日の議事は2件あります。1つ目が特定教育・保育施設の定員のこと、そして2つ目が、国分寺市子ども・子育ていきいき会議計画の評価になります。そして、報告も1つございます。では、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

事 務 局 それでは、資料の説明の前に諮問書の手交をさせていただければと思います。今回は、

会長がオンラインで出席していらっしゃいますので、直接諮問書をお渡しすることはできませんが、部長から諮問書を読み上げさせていただければと思います。オンラインで御参加されている委員は、今、画面共有で諮問書の写しを出しますので、お待ちください。

事務局 本来であれば、市長が諮問させていただくところではございますが、市長は所用がありまして、私から読み上げさせていただきますので、よろしくをお願いします。

諮問第2号 令和5年9月8日。国分寺市子ども・子育て会議 会長 川喜田昌代様。

国分寺市長, 井澤邦夫。

諮問書。国分寺市子ども・子育て会議設置条例第3条の規定に基づき、下記について諮問します。

記。

子ども・子育て支援法第31条に規定する特定教育・保育施設の定員を定めるに当たり、同条第2項の規定により意見を求めます。

どうぞよろしくをお願いします。

会長 はい。謹んで拝受いたします。ありがとうございます。

事務局 では、改めまして私から御説明させていただきます。諮問書には、少し聞き慣れない言葉も並んでいたかと思いますが、これについて少し御説明をさせていただければと思います。前回第1回の会議にも、諮問書の手交をさせていただきました。改めての確認ですが、この諮問という言葉は、この会議に対して意見を求めるという意味がございます。市として検討して進めようとしているものについて、第三者の目から見て、それがどうなのかという意見を求めるときに、この諮問書を手交させていただきます。

今回のこの諮問の趣旨でございますが、諮問書の下記以降に「子ども・子育て支援法第31条に規定する特定教育・保育施設の定員を定めるに当たり、同条第2項の規定により意見を求めます。」とあります。今日は時間の都合もございますので、この法文を読むことまではしないのですけれども、簡単に申し上げますと、保育園に実際に入所できる定員のことを、利用定員といいます。市がこの利用定員を決めるときに、市だけではなく、子ども・子育て会議に意見を聞く必要があるということが法文で決められております。私どもが計画に基づいて保育所整備をして、利用定員を設定していくものに対して子ども・子育て会議に対してお諮りするものでございます。

資料を基に御説明をさせていただければと思います。資料5-2-1を御覧ください。資料5-2-1「特定教育・保育施設の定員の設定(確保方策)について」でございます。これについて御説明をさせていただきます。

この1にありますように、これまでの待機児童への施策と待機児童の状況について、まず市としての状況を御報告させていただければと思っております。市の待機児童施策は保育サービスの整備、運営及び提供体制に関する全体計画、また国分寺市子ども・子育て支援事業計画、これは皆様のお手元にある黄色の冊子が含まれているものですが、これに基づいて実施してきました。この別紙のとおり実施してきましたと書いていますが、この別紙というのはお手元にお配りしております資料5-2-1の別紙に当たります。これまでずっと待機児童がいましたので、計画に基づいて各施設の整備を進めてきたことをまとめ

たものでございます。

2にありますように定員の設定でございます。令和5年度の教育保育の確保方策については、令和4年10月に中間見直しを行った国分寺市子ども・若者子育ていきいき計画に基づき、令和5年度は、認証保育所を認可保育所に移行することなどにより、認可保育所の定員拡充を図ることを進めております。具体的にそれがどのようなことなのかということについて、まず御説明をさせていただければと思います。

この3番に認証保育所の認可保育所への移行とありますが、令和4年度認証保育所の認可保育所移行事業者募集要項に基づきまして、事業者募集を行いました。現在、市内には認証保育所と申しまして、認可保育所とは別に、東京都が認証をして保育を行う施設があります。これは認可外保育所の1つになるのですが、市内にある認証保育所4施設のうち、2施設の事業者からこの募集への応募がありました。国分寺市民設民営保育所設置事業者選定委員会により、財務審査、保育審査を実施しまして、移行事業者として決定しております。

まず1つ目として、アスク西国分寺保育園、法人名は株式会社日本保育サービスになります。定員の欄には、現定員と新定員とありますが、現定員とは、現在認証保育所、認可外保育所として運営をしている定員になります。0歳、1歳、2歳、3歳、4歳、5歳ということで、現定員では、4歳、5歳が1つの区分になっておりますが、これは2つの年齢区分が一つの保育室になっており10人という設定になっております。それに対して、令和6年4月から認可保育所になった場合の定員が、この新定員になります。年齢順に0人、10人、10人、10人、10人、10人の50人ということで、0歳児保育室を設けずに、1歳から5歳までの設定にするというのが、この保育所の1つの特徴になります。

施設の位置でございますが、西国分寺駅のすぐ近くにタワーマンションがあるのを御存じかもしれませんが、その2階部分に当たりまして、現在認証保育所が運営されている既存施設を生かして認可保育所に移行する予定としております。

続きまして2番目、西国分寺プチ・クレイシュになります。法人名は株式会社こどもの森になります。整備予定地と現施設所在地とありますように、これについては現施設から近いところに移転をしまして、新たに施設を建てるものになります。定員については先程と同様に、認証保育所として運営している現定員と4月以降に新たに運営予定の定員設定を併記しております。結果、総定員は30人から60人に増えるというものでございます。先程説明しましたアスク西国分寺保育園も40人から50人ということで増えております。

本来、本市では、令和4年度の4月をもって待機児童の解消をする見込みではおりましたが、実際には解消に至りませんでした。そこで昨年度の中間見直しをもって、どのようにしたら解消できるかということを検討いたしまして、計画に基づいて定員を拡充することで、新しい保育所を純粹に足すのではなく、既存の保育所、認証保育所を認可化することによって、定員拡充を図っていくという考え方の下、今回の2施設では、このような定員設定をしているものでございます。

西国分寺プチ・クレイシュは、この地図にありますように、現施設から歩いて数分のところに整備予定地があるというものでございます。

もう1施設、御説明をさせていただきます。ナーサリースクール クオーレにしこくという認可保育所が現施設としてありますが、現在同施設は株式会社ヒューマンサポートという会社が運営をしております。ただし、この施設が令和6年4月1日から同じ会社の完全子会社である株式会社ヒューマンサポート・クオーレという会社に運営事業者を変更することの希望がありまして、その手続を今、進めているところでございます。今回その定員の設定をするに当たって、諮問をするものになります。

ナーサリースクール クオーレにしこくに関しては、利用定員などは現定員と変わりません。また職員なども変わりませんが、現在の株式会社ヒューマンサポートが運営するナーサリースクール クオーレにしこくを廃止して、新たに認可を取り直す必要があることから、利用定員についても新たに設定することになり、今回はこの施設についても併せて諮問をするものでございます。備考欄が「新園舎を建設し、認可保育所に移行する。」となっておりますが、これは記載の誤りでして、既存の施設をそのまま使用して運営を行います。

以上が今回の諮問に関わる3施設となっております。後ほど定員変更についての御報告もさせていただくところですが、まずは一旦この定員の設定に関して、委員の皆様から御意見等を頂戴できればと考えております。以上、雑駁ではございますが、説明とさせていただきます。

会 長 ありがとうございます。事務局から説明が終わりました。今、説明がありました資料については諮問に関係するものですので、皆さんからの質疑応答を受けて、そして答申することとなります。質疑等がある方は挙手を頂いて、どうぞ活発に御意見を頂けたらと思います。いかがでしょうか。

委 員 アスク西国分寺保育園は、0歳児の定員をゼロにするというのは、今、0歳児は市内の認可保育園で定員割れが結構出ている。東京23区、多摩地区とも結構深刻な問題で、そういうことでゼロにしたのかなと思うのですけれども、それは西国分寺プチ・クレイシュも同じようにすることは考えなかったのでしょうか。

事務局 今、委員がおっしゃられたとおり、現在市内の認可保育所については4月時点ですと、大体毎年0歳児が定員割れを起こしている施設が複数ある状況が続いている状況でございます。一方で1歳については、現在も待機児童が発生していることから、市としては何とかこの1歳の待機児童を解消するために何ができるのか検討を重ねてまいりました。そのため、当初0歳児について2施設ともに0人にするという検討、協議がなされてきたところでございます。

その後、法人との協議の中で見えてきたこととしては、きょうだい枠での入所の希望が一定数あるということでした。例えば1歳、2歳で保育所に入りたいお子さんがいて、0歳のきょうだいも入れたい、というときの一定のニーズをカバーできればといった考えのもと、保育士が対応できる最小人数(3人)を1つの最小単位として定員を設定したいと法人から希望がありまして、実際の定員枠として設定したというのが経緯でございます。その代わりですが、1歳の設定の人数が11人ということで、これまで4人でございましたが、大幅に増やすことで、メリハリをつけて定員の設定をさせていただきました。

委 員 ただ、アスク西国分寺保育園は、0歳児はゼロですね。今言った理由からいくと、少し

違うかなと思うのです。アスク西国分寺保育園もやはり0歳児の保育を長年やってきたというノウハウもあるし、プライドもあると思うのです。そこら辺はどういう経緯だったのかなと、確認したいなと思ったのです。

事務局 説明が繰り返になってしまうかもしれないのですが、両施設ともに0歳児の定員設定については、できる限り下げを念頭に協議してまいりました。その中で西国分寺プチ・クレイシュについては、0歳児クラス3人程度の保育がニーズとしてあるということが協議する中で分かってきたということと、市としても3人程度の整備が必要であろうということで整理ができましたので、これについて今回定員の設定をさせていただいたということでございます。

委員 アスク西国分寺保育園も、きょうだい枠という視点で考えると0歳児をゼロにすることはなかったのかなと思いますよね。それはアスク西国分寺保育園の希望でもあったのかなとか、いろいろちょっと考えてしまうのですけれども、どうなのでしょう。

事務局 説明が繰り返になってしまう恐縮ですが、0歳児については限りなく、やはり下げるということを基本路線として考えている中で、アスク西国分寺保育園については0歳児については0人で対応可能ということでの協議ができて、周辺の保育施設の状況なども鑑みまして、0人で進めることが適切だろうということの判断を市としてしましたので、その決定を行いました。後で、追加で御報告をさせていただくところなのですが、ほかの施設についても0歳児の定員は下げるということを今、予定しております、そこのバランスも図りながら進めていきたいと考えております。

委員 分かりました。ありがとうございます。

委員 こちらのアスク西国分寺保育園についてなのですが、もともとこの認証保育所を認可保育所へ移行する取組をされていたのは理解しています。それはもともと認証保育所として、あるいは認可保育に足りない要素があって、それを補助金を交付することによって、例えば狭かった施設を広くするといったことを行うものだと理解していて、今回、既存施設はどのような改善がなされて、認可保育所に移行できたのかというところをもう少し教えていただきたいです。

事務局 質問の趣旨を確認させていただきますと、今回の認証保育所はどのような経緯で認可保育所になったのかということなのでしょう。

委員 そうですね、もともとアスク西国分寺保育園は認証保育所としてやっていて、それが認可に移行したということですか。

事務局 認証保育所を認可化するに至った経緯でございますが、昨年度の中間見直しの際に少し御説明をさせていただいておりますとおり、もともとこの認証保育所は、当時東京都が認可をして運営する認可保育所を順次整備していたわけですが、どうしてもそれだけでは、実際の保育ニーズに追いつかないニーズがあったということが1つ、そして、認可保育所とは少し違った特徴を認証保育所は持っていて、例えば開所時間が長めにあるとか、その保育の中身についても少し認可保育所とは違った特色があることを売りにしてきました。

これというのは待機児童が非常に多かった時期にはとてもニーズを捉えて、定員の確保

に寄与してきたところなのですが、最近の認証保育所の事情としましては、各御家庭が認可保育所を希望することが非常に強くある中で、市としてもたくさんの認可保育所を作ってまいりました。そうするとどうなるかといいますと、認可保育所に入れないから認証保育所に入っていた御家庭の多くの方が認可保育所に入るようになったことで、認証保育所にかなりの定員割れが目立つようになってきたというのが現状でございます。

一方で現在も認可保育所へのニーズというのは非常に高く、待機児童もいるという状況があります。そこで新たな保育所を作るのではなく、既存の施設を活用して認可保育所の定員の拡充をしていくという試みから、認証保育所を認可保育所へ移行するということを進めたというのが本市の対応でございます。これについては東京都もこれをサポートする補助金の仕組みなどを持っておりまして、本市としては初めての試みなのですが、都内では多くの認証保育所が認可保育所に移行し始めているという傾向がございます。それを受けまして、昨年度、中間見直しの中に、認証保育所の認可化を含めた計画の見直しを行って、現在に至るという経緯でございます。

委員 経緯は分かりました。確かに認証保育所と認可保育所のニーズの違いというのはあると思うのですが、認可保育所になるための基準を何かしら満たしていなかったという理解がそもそも違うことなのですか。

事務局 そのことについて少し説明ができておりませんでした。申し訳ありません。認証保育所と認可保育所について、施設や設備面についてですが、多くの施設、ほとんどの項目については認可保育所と認証保育所の基準に変わりございません。一方で、例えば職員に関して、認可保育所よりも認証保育所のほうが、職員の有資格者の人数配置などについては、認可保育所の基準に比べて少し緩いのが実状としてあります。そういった違いがありますけれども、今回アスク西国分寺保育園に関しては、施設や設備面については、ほぼ認可保育所の基準を満たしておりますので、既存施設を活用して認可保育所に移行ができることがわかっております。若干の改修工事をするのですけれども、ほとんどの施設はそのまま使えるというのが現状でございます。

委員 了解しました。しっかり基準を満たした上で今回認定をしたということで。ありがとうございます。

事務局 認可手続については、現在進行中でございます。今回の委員の皆様からの意見を踏まえまして、利用定員の設定をするわけなのですが、最終的に東京都が認可を行うのは来年3月になります。それに向けて現在手続を進めているところです。具体的に申し上げますと、現在のアスク西国分寺保育園の計画を東京都に示して、この計画について承認を受けることを計画承認といいます。この計画承認を得て、認可に向けた準備を続けているという状況でございます。基準については当然に認可保育所の基準にあった保育所となるように、今、準備を進めているところでございます。

委員 認可の基準について、認証のほうが若干保育士、職員の配置基準が緩いというお話が出たかと思えます。また、東京都の正式な認可が来年3月にあるというお話がありました。西国分寺プチ・クレイシュは、新定員が現定員の倍になっていますよね。職員の確保は十分保証されているのでしょうか。西国分寺プチ・クレイシュを御希望なさる方の入園決定が

2月だと思うのです。その後に職員の確保が十分なされなかったということで、東京都が認可を下ろさないという可能性はあるのでしょうか。

事務局 この認可保育園の手続の中において、職員配置というのは非常に重要視されております。認可手続の中にはどの職員が資格を持っていて、どのくらいの経験を持っているのかといった点について、履歴書であるとか資格証の写しの提出まで求められるものとなっています。よって、当然に認可保育所の基準に則った職員配置ができるということ、実際の職員名を提示して、確認してもらい手続を進めることとなりますので、3月の認可手続の際には、準備が全部整った形で認可を受けるといったこととなります。

委員 西国分寺プチ・クレイシュとしては整えると思うのですけれども、万が一整わなかったということが発生したらどうするのでしょうか。

事務局 そうならないように細心の注意を払いますが、職員配置ができなければ保育所としての運営はできないこととなります。

委員 そういったことにならないとは思いますが、よく報道などで保育士不足で保育園の運営がままならなくなって、突然閉じることになったという保育所も世の中に発生している状況なので、入園園児が決定した後にそういう状況にならないことを願っております。

事務局 私どもも市としてこの事業者を決定して、実際に市内のお子様をお受けして運営を行うわけですので、そのようなことが決まらずに手続を進めてまいりたいと思います。実際には市として、12月に認可手続の準備をほぼ整えて、1月には東京都に提出する段取りを予定しておりますので、その時点でしっかりと準備が整った形で手続を進められようしていきたいと考えております。

会長 よろしいでしょうか。このアスク西国分寺保育園は定員が1歳児から5歳児までの保育園に変わるということになるわけですね。

委員 アスク西国分寺保育園のことに戻って申し訳ないのですが、やはりアスク西国分寺保育園の0歳児の定員がゼロ人というのは私も気になっておまして、アスク西国分寺保育園の立地条件からいうと、西国分寺駅に近いので、そういったこともあって御希望なさる方は、アスク西国分寺保育園に0歳児で入れたいと考える方はいらっしゃるのではないかなど、一般論として思うのです。それで0歳児の受け皿がゼロ人というのは、ちょっと厳しいのではないかなど私は思うのです。現定員が2人であるのであれば、0歳児枠を全体的に下げる方向でという方向性があるようではございますけれども、アスク西国分寺保育園の0歳児の2人という定員は現状割れているのでしょうか。

事務局 現在の0歳児についての定員割れはございません。

委員 そうであれば、2人というのを残してもよかったのではないかなどというのが、ちょっと実際私が感じているところで、やはり0歳児、保育所を保護者の方が選ぶ上で、いろいろな考え方の下に皆さん選んで、考えて、保育所希望の申請を出されると思うのです。アスク西国分寺保育園を希望したいのに0歳児の枠がないと諦める方もいらっしゃると思うので、そうすると通勤とかお子さんを預ける上での条件がちょっと希望とは合わないけれども、やむを得ず違う保育所に希望を出して、もしかしたらそこが希望される方がダブってしまって、入れなくて、第2希望とおっしゃる方も出てくるかもしれないというので、選択肢の幅を



広げるためにもアスク西国分寺保育園の0歳児を残したほうがいいのではないかなというの、個人的に思うところです。

事務局 ありがとうございます。一応少し経緯を御説明させていただきますと、先程委員がおっしゃられたように、4月当初の0歳児保育というのは、市内ではかなりの定員割れを起こしております。実際、今年の4月でいきますと、市内で50人の定員が空いているという状況が発生いたしました。この50人空いていることによって、利用する側としては選択肢が増えていいというのはあると思うのですが、一方で、必要量と確保量とに乖離があるのが現状です。

また、1歳児については待機児童が今年も残念ながら発生してしまったというところで、もちろん児童が入所するのは4月だけではないのですけれども、年度の初めてである一番皆さんが必要とするこの時期に必要な量、必要な定員を確保していくのが今、市として優先すべきことと考えまして、今回0歳を下げて1歳を増やすという定員設定をさせていただいたという経緯がございます。また、運営事業者の皆様も継続して安定的な運営を行うためにもなるべく定員割れがない形の運営が必要と認識しておりますので、このような対応からも0歳児を一定下げるといのは、必要な判断と市としては考えている状況でございます。

委員長 分かりました。ありがとうございました。

では特定教育・保育施設の定員設定については、事務局から示された資料のとおり妥当であるとして、委員の皆様から頂いた御意見を踏まえて答申することにしていきたいと思います。答申書の文言については、委員の皆様から出された御意見等も踏まえ、事務局がまとめたものを私が確認し、本日付で答申をさせていただきたいと考えております。

なお、市に提出しました答申書につきましては、電子メール等々を活用しまして、事務局を通じてですけれども皆様にその旨を共有させていただきたいと思っております。皆様、それでよろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきたいと思います。事務局、よろしくお願いいたします。

それでは、先程事務局からありましたように、報告(1)「やなぎ保育園及びこくぶんじ保育園の定員変更について」も議事との関連があるということですので、議事の(2)に移る前に、報告(1)に進みたいと思っております。事務局より資料の説明をどうぞよろしくお願いいたします。

## **2 報告(1)「やなぎ保育園及びこくぶんじ保育園の定員変更について」**

事務局 それでは、資料5-2-2を御覧ください。「やなぎ保育園及びこくぶんじ保育園の定員変更について」でございます。今回、民設民営認可保育所であるやなぎ保育園の既存園舎が老朽化しまして、その建替えを行う予定となっております。この建替えに関しては、この地図にもありますように、若干場所を移したところに新たな建物を建てる予定としております。これに伴いまして、現在の1歳の定員については増員を行いまして、2歳から5歳の定員については若干の減員を行います。特に3歳から5歳に関しては、市内全体において一定の必要量を既に確保できているという現状もあることから、市と法人とで協議を行いまして、この

ような定員設定をさせていただきました。

現定員と新定員は御覧のとおりとなっております。特徴としては、新定員が現定員に比べて、1歳の定員が10人から15人に増えているということ、また2歳から5歳については、少しずつですが定員を下げているところでございます。

移転予定日については令和6年2月上旬を予定しております。この2月の時点では現在の児童が在籍していらっしゃるなどから、現定員を維持します。そして4月の新たな入所のタイミングで新定員に変更するということを予定しております。

続きまして、こくぶんじ保育園の定員変更になります。先程から申し上げておりますとおり、現在の待機児童は1歳児のみとなっております。資料5-2-1の別紙を御覧いただければと思います。一番下、参考として待機児童数の推移を出しておりますけれども、平成30年度から令和5年度までの推移を表しております。これまでの中で保育所については毎年定員を拡充してまいりましたが、残念ながらこの待機児童というのは今も解消していない状況です。直近ですと、令和5年4月1日で38人の待機児童がおります。令和4年度も令和5年度も同様ですが、この待機児童は全て1歳児の待機児童となっております。

一方で0歳児については、4月時点ではかなりの定員割れを起こしている現状がありますので、こくぶんじ保育園については現在、0歳12人の定員を9人に下げます。そして1歳の定員については15人なのですが、0歳のその定員を下げた分保育スペースが新たに生まれるため、このスペースを活用して1歳の受入れができるように体制を整えてまいりたいと考えております。よって、1歳児の保育については、定員自体は増やさないのだけれども、弾力化と申しまして暫定的に基準の範囲の中で受入れ人数を増やすことができますので、それを緊急的かつ一時的な対応ということで、1歳児を15人よりも1人、2人といった人数で、多く受入れができるようにしてまいりたいと考えております。

こくぶんじ保育園については、1歳から5歳児の利用定員そのものについて変更の予定はございません。最初の議事1で諮問をさせていただいたものは、新たな定員設定ということで諮問事項でございましたが、これは既存施設の定員変更ということになりますので、報告事項ということで皆様に御説明をさせていただいたものでございます。説明としては以上でございます。

会 長 今、事務局から説明を頂きましたけれども、その件に関して質疑応答、もしあればまた挙手をしていただき、御意見を頂きたいと思っておりますがいかがでしょうか。  
(質問等なし)

## 1 議事(2)「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画(令和4年度実績)の評価について」

会 長 では続きまして、議事(2)に移らせていただきたいと思います。(2)は「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の評価について」ということで、前回、第1回の会議では第4章、基本目標Ⅱの(2)まで終えたところだったと思います。本日はその続きとしまして、基本目標Ⅱの施策3から始めたいと思っております。基本目標Ⅱが終わりましたら、基本目標Ⅲに進み、そしてその後、第5章に入る予定にしております。時間の都合から第5章は、恐らく本日中には全て終えることは難しいと考えておりますけれども、20時25分ぐらいを目途に

進めていけたらとよいと考えておりますので、どうぞ皆さんの御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、まず基本目標Ⅱ、Ⅲの進行ですけれども、第1回の会議の進行同様に時間配分の目安としましては、事務局からの説明を含めて1施策当たり10分程度で進めていきたいと思っております。この進め方に関して、皆様、よろしいでしょうか。では早速、施策の基本目標Ⅱの部分のところ、事務局から説明をお願ひしたいと思ひます。基本目標Ⅱ(3)というところからですね。よろしくお願ひいたします。

事務局 ありがとうございます。前回の続きということになりますので、今回は第1回の会議資料を使って御説明、進行を進めさせていただければと思ひます。資料5-1-2を使って御説明をさせていただきます。また、今回新たな資料としてお配りさせていただきました資料5-2-3も併せて使いながら説明をさせていただきます。

まず、この資料5-2-3でございますが、あらかじめメール等で御意見、御質問等がありましたら事前にお願ひしますというお願ひをしたところ、2人の委員から御意見、御質問等を頂くことができました。その御質問等を施策ごとにまとめさせていただいたものが、この資料5-2-3でございます。資料5-1-2の施策(3)の説明をした後、該当する内容について、資料5-2-3に触れた後に質疑応答の時間とさせていただければと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

では、基本目標Ⅱ施策(3)の説明をさせていただきます。資料27ページを御覧ください。資料5-1-2の27ページになります。「子どもが『居場所』と思える場所と環境を整える」というものでございますが、個別事業の実施状況等については別紙、重点事業評価シートを御覧ください。2の「施策の方向性に係る実施状況」でございますが、通番19「子ども対象事業」から通番24「こくぶんじ青空ひろば」まで及び通番27「放課後子どもプラン」においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら、各事業とも工夫を凝らしつつ、方向性にに基づき多様な事業を実施し、環境整備を実施した。また、通番25「公園・緑地の整備」では、事業認可を取得し、用地の一部を購入したほか、市民懇談会を開催することにより今後の整備に向けた内容について、市民から意見等を聴取した。通番26「遊具の更新」では、遊具の更新を行うことで、ハード面での環境整備を進めた。

施策の進捗状況ですが、おおむね順調に進んでいると、市として判断しております。「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を講じた上で、各事業とも方向性に基づき、工夫を凝らしながら事業を実施した。引き続き各事業においては、実施、形態等の工夫により取組を推進するとともに、その取組について市民に認知してもらえる方策を検討していく必要がある。」と評価しております。

続きまして、資料5-2-3につきまして、御説明をさせていただきます。

事務局 事務局から資料5-2-3を使って本課で該当する質問及び子ども家庭部以外の御質問等について回答させていただければと思ひます。

それでは最初の質問である「地域の子どもの居場所づくりの推進」になります。御質問といたしましては「令和6年度の量的目標として、居場所を全ての市民が把握するというのはどのような手段で行っていくのでしょうか。」になります。

こちらにつきましては、現在ホームページでは居場所に関する内容がまとまって見られるようになっております。また子どもの居場所についてどのようなところがあるか知ってもらうために、児童館について動画を作成し、照会をしております。また令和2年には子どもの居場所づくりハンドブックを作成し、居場所の内容や地図等を掲載しております。その際には、当該ハンドブックをお披露目するための会を開催し、市民周知を行っております。それ以外には、子どもの居場所づくり関係者懇談会を開催しておりますので、参加者の方々の活動の情報共有や周知を引き続き行っており、行政だけではなく、地域の方々の活動が子どもの居場所となっていくよう支援をしているところでございます。市内の地域の情報というのは知っている方は得やすいのですけれども、初めての人で知りたい人が情報を得やすくする方法を検討しながら、様々な方に情報が届くようX(エックス)旧ツイッターを活用して周知を図ってまいりたいと思っております。

続きまして、この同じ居場所づくり推進のところへの御意見、提案でございます。「子ども自身がさまざまな場所を知り、自分なりの居場所を発見するためには、子どもの目が向く場所に居場所マップを作成したらどうでしょうか」。2つ目、「いずみ児童館・本多児童館編の紹介動画を拝見しました。とても良い動画だったので、例えば国分寺市にデジタルサイネージ等があったら動画を公開してはどうでしょうか」という御提案も頂いております。

こちらにつきましては、まず子ども目線にマップの作成というところに御意見を頂いておりますけれども、ハンドブックのリニューアルについて今、研究をしているところでございます。頂いた御意見も参考にさせていただければと考えております。また、デジタルサイネージでございますが、国分寺駅北口にデジタルサイネージがありますので活用方法について確認しましたところ、1コマ15秒程度であれば掲載が可能とのことですので、現在ホームページに掲載しているものは5分程度ありますので、時間制限内にお知らせすることはかなり工夫を要すると考えております。居場所のPRについては頂いた御意見も踏まえながら研究してみたいと考えているところでございます。

続きまして19「子ども対象事業」、質問が「公民館で多種多様なイベントを行っていますが、イベントの内容の決め方はどのように行っているのでしょうか。子どもたち対象にどんなことをやってみたいか、どんなことを知りたいかについてアンケートなどを実施しているのでしょうか」。こちらについては公民館課に確認をさせていただきました。イベントについては、実行委員会を立ち上げ、会議で企画、運営を決め、実行委員会が中心となって当日の運営を行っております。講座は各館の職員が過去の実績、意見やインターネットでヒントを得る等しながら検討を進めて決めている。事業実施後にはアンケートを実施しておりますので、御意見を反映する等毎年工夫をしながら実施しています。

続きまして、通番24 こくぶんじ青空広場についてです。質問については「お子様が1,2歳の時、よく青空広場に参加していました。ボランティアの方々が一生懸命、楽しい活動を考えてくださっていました。午前中は小さい子どもと保護者が多く、また、午後は学校終わりの小学生など子ども達同士が参加しているイメージでした。活動の実施内容には木工作や火起こし等の活動がありました。非日常の活動で子ども達にとって、とても楽しい活動だと思えます。子ども達だけの参加の場合、木工作でノコギリを使ったりする場合や火を使

うことは少し危険を伴うのでボランティア等は足りているのでしょうか。状況を教えてください。」ということで、担当課より回答がありました。青空広場では安全な環境の中で、子どもたちが木工作や火起こし等の活動ができるよう、2名以上のスタッフを必ず配置し、安全管理マニュアルに基づいて必要な安全対策を講じた上で、各公園で事業を実施しております。その上で地域のボランティア等にも参加を頂いております。今後も引き続き安全管理には十分留意しながら実施をしてまいります。

最後です。通番31 自主防犯活動団体及び地域防犯パトロール協力事業者による防犯活動の実施です。御質問が「令和4年度実績の評価がCでした。ホームページだけでは周知が不十分だったことが理由にあげられています。今後広く周知するためにはどのような周知を考えているのでしょうか。ポスターや動画配信なののでしょうか。子ども達の安全の為の大切な活動なので一緒に考えていきたいと思いました。」と御意見を頂いております。こちらについては防災安全課に確認をさせていただきました。今年度については、昨年度の反省を踏まえ自治会町内会連絡会でお知らせを行うことや、防犯講話でも自主防犯活動に参加いただける団体が増えるように周知、工夫を行っているとのことでした。頂きました御意見については以上でございます。

会 長 ありがとうございます。それでは今、皆様から頂いた意見も踏まえて、御説明もありましたので、基本目標Ⅱ(3)施策のこの評価について、皆さんの御意見がありましたら、挙手を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員 地域の子どもの居場所づくりの推進ということについて、子どもたちの目が向く場所に居場所マップを作成したらどうかというお話がありました。この居場所マップ、子ども目線でというお話も出ておりましたけれども、私、ちょっと用事で市内の児童館だったと思うのですが、夕方に何件か回った時期がありまして、そうしましたら大勢の小学生が児童館で遊んでいるので、とても驚いたのです。お子さんたちが放課後に遊ぶ場所として児童館をこんなに多くのお子さんたちが来ているのだと思ったことがあります。

居場所マップを作成するに当たって、もし作成するのであれば子どもの力を借りたらどうかと、ちょっとお話を聞いていて思いました。大人が子ども目線で作るよりも子どもから意見を聞いて、子ども自身が自分たちの居場所マップをもし作れるのであれば、とても子どもたちにとっていいマップができるのではないかなとちょっと思いましたので、それがどういう方法で、どういうことで、どういう手段で可能かどうか分からないですけれども、もし居場所マップを作るというお話が出るのであれば、児童館に来ているお子さんたちの力を募るなどして、児童館ごとに居場所マップを作るとか、学校ごとに居場所マップを作るとか、何か子どもの力を借りるのはどうかと、漠然としたことですがけれども思いましたので、ちょっと発言させていただきました。

事 務 局 御意見、ありがとうございます。今、次期子ども若者・子育ていきいき計画の策定を進めているところでございまして、次期計画策定につきましては、子どもの意見を聞いてという手法を取りながら進めることがございますので、どのような形で子どもたちがマップを作成できるかというのは、今、委員からもありましたように、いろいろな子どもたちがどのような参加の仕方をするのか、どういった区分けてマップを作るのかなどかなり検討しないと進

めることが難しいかなとは思いますが、頂いた御意見は参考にさせていただきたいと考えます。

委員 今のところ、ちょっと関連でいいですか。ちょうど僕がこの居場所づくり懇談会のファシリテーターを仰せつかっていまして、まさにこの議論と一緒に地域の皆さんとしているのですけれども、委員からあったとおりの議論がこの居場所づくり関係者懇談会のメンバーでも出ていまして、どう子どもにこの居場所づくりメンバーに入ってもらうかということと、まさにその子どものマップに、子ども居場所づくり大使みたいな形で参画してもらって一緒に作ってこうという話が、この間の7月の懇談会でも出ていました。この懇談会自体が、次回が11月ぐらいでしたか、年3回なのですけれどもまたあるということで、いろいろアイデアを出しながら、子どもに参加していってもらえるようになるといいなと思っていますし、あとはこの懇談会自体が実は誰でも参加オーケーというところなので、もし御都合が合いましたら、ぜひ委員の皆様にも御参加いただいて、御意見も頂いたりして一緒にいいものが作っていけるといいなと思って、このようにさせていただきました。

事務局 ほんの少しだけ今、副会長が話してくださった内容に補足説明をさせていただきますと、現在、居場所づくりハンドブックというものをホームページで掲載しております。これも副会長に御尽力いただいている部分がたくさんあるのですけれども、この居場所づくりハンドブックというのは誰でもダウンロードができるようになっています。この居場所づくりハンドブック、前回作成したものを御覧のページ内に掲載しておりますが、子どもたちへのインタビューをしながら作り上げたという経緯がございます。ですので、委員から提案のありました取組については、すでに実際にやってきている部分がございますけれども、さらにそれを工夫・改善していくというのは非常に有意義なことと捉えておりますので、先程事務局からありましたように、計画を策定するときにも、このような各事業の取組を行うときにも、子どもの意見というのは、しっかり取り入れていけるように進めていきたいと考えております。

委員 ありがとうございます。

委員 すみません。2点ほどあります。まず通番18のところで、令和4年度の実績のところでは、「1施設(本多児童館)を公開した。」と書いてあるのですけれども、評価Bにしたところには、公開に至らなかったためというのが理由として書かれています。ちょっとこのニュアンスが分からなかったのですが、この4年度の目標は制作するとあって、4年度はあくまで制作で、その後、要は公開とか、そのようにしていくと目標を掲げていたのかなと思ってるので、ここのBになったところはちょっと違和感があったので確認です。

もう1点を先に言います。通番26, 37ページにある遊具の更新のところにあります。ここはもともと20公園の遊具の更新を実施するという量的目標があったといったことです。そのうち18公園の遊具更新を実施したといったところです。ただし、その評価Bに至ったところの説明を見ると、点検自体は20公園に対して、判定が、もちろん劣化がしていなかったら、その部分は更新しないというのは当たり前なことだと思うのですけれども、そもそも点検自体がぎりぎり20公園に設定したといったところが、最初の取組として少し違うのではないかなと思ってますので、これはどちらかという提案になるのですけれども、次年度とかは点検の数はできるだけもっと増やして、その遊具の更新といったところの目標が達成

できるように取組をしていくべきだと思います。

事務局 ありがとうございます。通番18について、御説明させていただければと思います。こちらにつきましてはBとした理由でございますけれども、ここに併せまして他の施設の動画作成をしていたところがございまして、そちらの公開がちょっとできなかったということで、このような書き方をさせていただいているところでございます。

続きまして遊具の更新のところでございますが、ここは担当課に理由を聞きに行ったのですが、こちらについては、書き方としては昨年Aだったものが今回Bになったということで、内容についてはあまり変わらなかったのだけれども、更新をした際に主管課の判断で、今回はBだという思いがあったのでBにしたということを確認しているところでございます。

会長 遊具更新を20公園にしたというところの部分も委員が言われたところだと思うのです。そこら辺はどうでしょうか。

事務局 こちらについては計画上の数字となりますので、そこについてはちょっと今、確認ができていない状況でございます。

会長 委員、御意見あればよろしくをお願いします。

委員 目標の設定のときにそういう考えに至らなかった部分はあるかもしれないのですが、もし、遊具を更新する予算を20公園分確保しているのであれば、それができる点検の数を増やすなりを次年度以降にして欲しいということです。別に今回ぎりぎりだったことの原因を聞いているわけではなくて、こういったところを次年度に反映していただきたいという提案です。

委員 話が戻ってしまって申し訳ないのですが、通番18 地域の子どもの居場所づくりで、このマップを新たに作っていく、もしその子どもたちと話し合って作る際の提案なのですが、やはり居場所といっても子どもたちの中でもその居場所の考え方が違うなと思っています。学習支援を必要としている子どもがいたり、自分の特技を発信できる場所が居場所だと思っている子どもがいたり、あとは学校の疲れをリフレッシュできる場所を居場所だと思っている子どもがいたり、それぞれだと思うし、また大人が思う子どもの居場所も違ったりすると思います。そうはいっても、子どもたちが話すとなると自分の気持ちをどう伝えたいのだろうと困る子どもいると思うので、分野ごとに、例えば、学習支援、自分の特技を出せる場所、習い事の場所だったり、そういう分野ごとに分けて話し合うと、子どもたちもより自分の意見を言いやすいかなと思ったので、1つの提案ではあるのですが、そのようにやっていけたらいいのかなと思いました。

会長 御提案ありがとうございます。先程もそういう方向で考えているということも、委員からもお聞きしましたので、参考にさせていただければと思います。ほかに御意見、いかがでしょうか。

委員 ありがとうございます。通番27「放課後子どもプラン」のところで質問をさせていただければと思うのですが、放課後子ども教室と、いわゆる学童クラブの連携事業という記述があるのですが、ここに目標とか実績に載っている日数というのは、この放課後子ども教室と学童クラブで連携して何かをやった日数ということで間違いはないですか。

事務局 こちらにつきましては、国分寺市で申します放課後子どもプランという場を設けた日数と

なりますので、連携をした日数ではなく、放課後子どもプランを開催した日数となります。

委員 ちょっと基礎的な情報で、学童クラブでやられていますよね。

事務局 この書いてあります放課後子どもプランというのは、東京都ですと放課後子ども教室という名前になっておりまして、学童とは別に放課後の居場所として学校施設等を使って子どもたちが居場所として活動できる場所、学びの場とか体験の場とか、そういったものの場を設ける教室がございまして、そちらが国分寺市では放課後子どもプランという名称になっております。そちらの開催日数となっております、こちらは国分寺市では各小学校10校全部実施をしているところでございます、その延べの開催日数ということになります。

委員 この子どもプランにも学童の職員さんとか子どもが参加しているということですか。

事務局 こちらにつきましては、学童クラブの先生と子どもたちが一緒に放課後子どもプランの開催場所に参加をすることができます。

委員 分かりました。そうしたらちょっとそれを踏まえた意見になるのですけれども、学童の子どもたちが放課後子どもプランに参加すると、たぶん、学童保育所の中だけではできないいろいろな体験ができたとか、そういううれしさが実際に広がっていると思うのです。その辺りがこの評価の記述の中でも少し見えたほうがいいのかなと思えました。回数のところでのような活動が行われたかという例示なども、ちょっとまだ空欄が余っているなど思ったので、入れていただけるとよりいいのかなと思えました。

委員 今回3点、メールを送らせていただきました。提案と質問だったのですが、デジタルサイネージを国分寺北口で活用、1コマ15秒など対応していただいてありがとうございました。

委員 先程の放課後子どもプランのところ、ちょっと分からないことがあるのですけれども、放課後子どもプランを実施されるに当たり、各校の実施委員会の協力の下と書かれているのですが、この実施委員会はどなたがやっていたらいいのでしょうか。

事務局 実施委員会というのが各校にございまして、その実施委員会が各校で様々なプログラムを考えて、実施しているものでございます。その実施委員会というのは、子どもたちの保護者の方で概ね構成されている委員会となっております。

委員 保護者の方というのは、ちょっと私、知識がないのですけれども、各小学校にPTAとか、そういう組織があって、その中の委員の方なのか、学校ごとにやり方がもしかして違うのか、委員の募り方が違うのか、どうやって募った方が委員をやられているのかというのを、基本的な質問で申し訳ないのですけれども、教えていただけたらと思います。

事務局 実施委員会の方々は、今、委員がおっしゃったように各校それぞれとなっております、PTAから委員を選出する場合や有志等で募って委員になる場合などがあり、学校によってそれぞれ異なっております。

委員 今回の質問に関しては理解できました。話がそれてしまうかもしれないのですけれども、放課後子どもプランというのは校庭解放とはまた違うのでしょうか。コロナウイルスの感染が流行する前に、ある小学校で校庭解放のようなことをやっていて、その校庭解放の見守り番で保護者が順番で校庭見守りをやっているということを知ったことがあるような気がするのです。現在は校庭解放のようなことはやっているのか、やっていないのか、それがいわゆる放課後子どもプランにも含まれているのかどうなのか知りたくて質問しているので



すけれども。すみません。

事務局 名称として校庭解放というのはございません。委員がおっしゃっていらっしゃったのは、たぶん、放課後子どもプランの校庭で遊ぶ遊びの場ではないかと思います。

委員 分かりました。ありがとうございます。

会長 よろしいでしょうか。ほかに質疑応答、もし質問、御意見ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

では、次に進んでいきたいと思えます。基本目標Ⅱ(3)のところから、次は4に進むのですけれども、今のところ7時46分を過ぎております。各10分ずつということなので、皆さんの御協力をまたさらにもお願いしたいところです。と、いって、質疑応答をなくすというわけではありませんので、よろしく願いいたします。

では、基本目標Ⅱの(4)に進みたいと思えます。事務局、よろしく願いいたします。

事務局 基本目標Ⅱ、施策(4)になります。「安全・安心な生活が保障される環境を整える」でございます。個別事業の実施状況については、各重点事業評価シートを御覧ください。

「施策の方向性に係る実施状況」でございますが、子どもや乳幼児等の親子連れに対する交通面での安全性確保のため、交通安全設備の設置、道路交通環境の整備及び交通安全学習については、方向性に基づき各事業を実施した。なお、通番29「交通安全運動市民のつどいの開催」については、4年ぶりの開催により交通安全の学習の機会を提供した。安全なまちづくりに向けた体制の確保についても、方向性に基づき各事業を実施した。通番31「自主防犯活動団体及び地域防犯パトロール協力事業者による防犯活動の実施」では、防犯まちづくり委員会での防犯活動に関する収支の充実や防犯用品の支給団体が増えたことなどにより、引き続き防犯活動の推進を図った。子どもを取り巻く生活環境の安全確保のために実施している各種生活環境調査については、各事業で設定した目標どおり実施されており、その結果においても安全性が確認されている。

「施策の進捗状況」ですが、順調に進んでいると評価いたしました。通番31については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策のため、活動が控えられたこともあるが、目標達成のための活動推進策が取られており、その他の事業については方向性に基づき、事業は実施されていることから量的、質的目標ともに達成したという評価をしております。

資料5-2-3の説明については先程、3と4を併せてさせていただきましたので、この場での説明は割愛させていただきます。

会長 改めて資料5-2-3を御覧になりたい方は先程のところを、(4)のところをお読みください。では(4)の今御説明いただいた分での質疑応答、質問及び御意見等がありましたら、また挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

委員 防犯、安全のところなのですけれども、ここの内容に完全に合致するかは分からないのですが、事実として今年の6月に小学1年生の子どもが精神疾患の方に図書館で頭を殴られるという事件がありました。その図書館では数年にわたり、その人が物を倒すといったことはあったということで、何度か警察には言っていたのですけれども、結局そういうことがありながら、最終的に誰かが傷つかないとその犯人は逮捕されなかったということがあ

て、この件は、市の障害者福祉課が一応把握しているらしいのですが、この防犯の部分も今言った事件というのが防げる内容かという、ちょっとそういう概要ではないと思っています。

今言った事件が起こってしまったことは仕方がありません。このときは、子どもが成人男性に頭を殴られるという事件だったのですけれども、そういうことが起こらないように、次から気をつけますとかではなくて、ちゃんと検証して何が悪かった、次にどうしなければいけないのか、例えばそういった危険なことをやっている人物がいたら、ちゃんとそれが周りの御家庭とか、図書館の周りとか近隣に周知されるとかがあれば防げたと思うので、そういうことが事件後になされているかというところではないので、ちょっとそういったところも考えていただきたいなと思っています。以上になります。

事務局 頂いた御意見といたしましては、今回この計画評価とは別御意見ということにはなるかと思っておりますので、頂いた御意見を今の主管課でございます障害福祉課にしっかりと情報共有等を行い、対策等についても検討できないか伝えていければと思います。

委員 通番30のところになります。ここは去年も出た気もするのですけれども、中学校に交通安全教室の開催をする事業です。こちらは中学校、確か5校あるのですよね。それに対して2校をすることで、3年間のうち1回は中学生全員にといったところなのですけれども、3年間で1回というのはやはり少ないなというのは去年のこともあり、思います。ですので、こちらがもう少し増やせないかということになります。増やすというのはなかなか難しかったりするのかもしれないのですけれども、ちょっと移動とか発生しますが、例えば学年である程度合同でやるとか、1年生を毎年やるとか、そういった形で機会をもうちょっと増やす取組をお願いしたいという意見です。

事務局 こちらにつきましても回数を増やすというのは所管課で検討し、今現在このような状況になっているかと思っておりますので、こういった御意見があったことを伝えてまいりたいと考えます。

委員 よろしく願いいたします。

委員 すみません、先程担当課とお話しするとおっしゃっていたのですけれども、ちょっと私の趣旨がこの場で伝わってなかったと思うのですが、通番31で具体的な防犯活動の実施となっているのですけれども、例えばパトロールや見守りをするということなのですが、それで防げない事件があったということやちゃんと認識していただきたいということが私の趣旨です。事実としてこういうことが起こるので、国分寺市で、実際被害者としてはパトロールをして今回のような事件が防げるとは到底思えないので、それを放っておいていいのかというところがあるので、もう一度その辺り認識していただくと幸いです。

事務局 ありがとうございます。先程もちょっとお話ししたのですが、この計画策定の中の重点事業とは別かと思っておりますので、頂いた御意見は障害福祉課等にお伝えをしましてまいりたいと考えます。

委員 通番28につきまして意見です。今回交通安全設備の設置ということで、危険箇所優先順位をつけて、ちゃんと設置しましたよと記載があると思うのですが、内容を見ますと、どちらかというと街路灯だとか、道路反射鏡とかそういったものに集中していると思

いまして、国分寺市は結構生活道路が多いのかなと思います。生活道路をハイスピードで走る車がいるといった課題がありますが、ゾーン30など30キロ制限などを設定している道路でも30キロを超えて走る車などもちらほら見受けられるかなと思いますので、そういった車のスピードを直接的に落とすことができるハンプの設置だとか、狭窄の設置だとか、そういったところでも交通安全対策設備の設置というところを御検討いただければなと思いました。

事務局 今御意見頂いたことについては、実は昨年度委員から自転車の交通安全対策の関連で同様の御意見を頂いているところです。その際に私どもも所管課に確認したところなのですが、交通安全に関しては警察との関係性が非常に強いものでございまして、今回の御意見に関する事項は、どちらかというと警察が所管するものになっております。ただ、市としても把握している情報などもございます。定期的に警察などと協議を行う場で市が把握している情報を共有したり、対応を依頼したりすることがあると聞いております。今回頂いた御意見なども改めて所管課に伝えながら、また今回の計画の評価の中にも意見として載せていきたいと考えております。

委員 通番29に関連するかと思うのですがけれども、自転車のヘルメット着用のことで、どのような考えでどのように進んでいるのかなという心配をしております。転倒等に伴いましてやはり頭を強打する危険が高いものですから、ぜひヘルメットを被ってもらいたいなと思っているものですから。これ、どういう考えで、どこまで進行しているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

事務局 現在、市ではヘルメット着用に関して補助金を出してございまして、そのようなことを通じて自転車に乗る方たちの安全について支援をしている状況となっております。

委員 補助金を出すだけだとあまり進まないのではないかなという気がしているものですから、何か具体的ないい方策があればという願いを込めて。ヘルメット着用は努力義務であり、強制ではないものですから、補助金を出しますと言われても、被らない人はやはり被らないので何か手はないかなということで、私も心配しているところであります。私自身はロードバイクに乗っているのですが、ヘルメットを被らないと本当に死んでしまうものですから、ずっと昔からヘルメットを被っているのですが苦はないですけれども、一般の方は、なかなかヘルメットを被るというのは相当抵抗があるのだらうなと危惧しているところで、何か手があるのかなと。そんな心配でございます。

委員 このヘルメットの補助というのは市報に載りましたか。

事務局 何月に掲載したかというのはすぐに御回答できないのですが、掲載しているはずですよ。

委員 私の周りですけれども、今まで補助金が出るということを知ったら、対象物品を購入する人は増える印象があります。私は府中市民ですけど、補助金が出る前に買ってしまって、補助金のお知らせが出る前に買った人には補助してくれないのかと文句が出るがありました。委員のおっしゃることに反論するわけではないんですけど、結構、補助金が出るというのはインパクトがあって浸透しているのではないかなと思います。

事務局 この件につきまして、市の対応状況についてもお伝えさせていただければと思います。現在職員については、仕事には必ずヘルメットを被るように義務化をしております。また、通勤

等についても極力ヘルメットを被って通勤するようにという話も出ております。あと、この件につきましては、今頂いた御意見は所管課に検討していただける方向に伝えていきたいと考えます。

会 長 基本目標Ⅲに移りたいと思います。事務局から資料の説明をお願いします。

事務局 基本目標Ⅲ施策(1)、資料については資料5-2-4を御覧いただければと思います。「各家庭に応じた子育て支援サービスを充実する」というものでございます。個別事業については別紙の重点事業評価シートを御覧ください。

「施策の方向性に係る実施状況」についてですが、少し長いですが読み上げさせていただきます。交流の場については、通番37「親子ひろば事業の充実」や通番38 乳幼児母性健康相談において、妊娠中の方や子育て中の方が身近なところで気軽に交流できるよう、機会や場所の提供を行い、通番42 公民館保育室事業においては、保護者同士だけではなく、子ども同士の新しい関係づくりのきっかけの場を提供した。また、通番38では従来の来所に加えて、オンラインでの相談も実施したことで、気軽に相談できる環境の確保に努めた。各種相談事業では、継続的に支援が必要な方に対し、通番37「親子ひろば事業」においては子育て応援パートナー事業や関係機関等と連携しながら見守り支援を行い、通番38では、子育て世代包括支援センター事業で情報を整理し、地区担当保健師につなぎ、必要に応じて庁内各課や関係機関と連携し支援を行った。また、通番44 障害児相談支援事業では、個別相談のニーズを丁寧に把握し、必要なサービスが適切に提供されるよう関係機関と連携し、情報提供やサービスの調整等を行った。保育サービスについては、多様な保育ニーズに対応するため、通番39 病児・病後児保育事務事業において、各連絡会での情報交換や職員の研修受講により保育の質の充実を図るなど、各事業において様々なサービスを提供した。障害のある子どもへの支援については、通番43 障害児支援の提供体制の整備において、国分寺市障害者地域自立支援協議会や国分寺市医療的ケア児支援関係者会議において、地域課題の解決に向けて協議・検討を行い、通番40 障害児保育事業では、医療的ケアが必要な児童についても受け入れを開始した。通番45 児童発達支援センターの設置では、利用者説明会や関係機関ヒアリングを実施し、求められる役割を整理した。子育ての相互援助として、通番41 支援ニーズに応じたサービスの提供の充実においては、ファミリー・サポート・センター事業の援助会員の増加に向け、講習会の回数を増やすとともに、チラシ・ポスターにより講習会の周知に努めた。医療費等の経済的支援については、通番46 義務教育就学児医療費助成事業において、新たに中学3年生までの世帯への所得制限を撤廃したことについて、事前に手順の周知を図った。

「施策の進捗状況」については、おおむね順調に進んでいると評価しております。本施策に掲げられている重点事業や施策の方向性の実施状況から、このとおりと判断するが、通番39 病児・病後児保育事務事業における手順の簡素化、通番41 支援ニーズに応じたサービスの提供の充実におけるファミリー・サポート・センター事業における利用会員及び援助会員の増加に向けた取組、通番45 児童発達支援センターの設置における施設整備については、令和6年度の目標達成又は方向性に基づく体制整備をすることができ

るよう、事業実施所管課において検討等を進めていく必要があるとしております。

会 長 では、その基本目標Ⅲ(1)について、質疑応答を受けたいと思いますが、御意見のある方、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

特に御意見、御質問がないということで、先に進めていきたいと思っております。

続いて事務局から基本目標Ⅲ(2)の説明をお願いします。

事務局 同じ資料5-2-4の13ページを御覧ください。基本目標Ⅲ施策(2)「親子の健康支援サービスを充実する」でございます。個別事業の実施状況については重点事業評価シートのとおりでございます。施策の方向性に係る実施状況ですが、育児不安の軽減を図るため、通番47 乳幼児母性健康相談では、母子にとって身近な場所で専門職に相談ができるよう、対面だけでなくオンラインで実施したほか、ゆりかご・こくぶんじ面接や妊娠中のフォロー電話にて必要なサービスや事業の紹介、相談を行った。また、疾病の早期発見・早期治療と親子の健康維持、障害の早期発見・療養につながるよう、通番48 乳幼児健康診査を通じて確認のできた支援の必要な乳幼児や保護者の状況を専門職で共有し、地区担当保健師による継続的な支援(電話・面接・訪問)を行っている。食育については、通番47において、成長・発達段階に応じた食に関する情報を提供し、通番49 各種栄養関連事業においては、関係各課と連携した講座を実施し、推進を図っている。休日においても、必要な時に医療機関を受診することができるよう、通番50 休日診療・休日準夜診療事業では、医療体制の提供を行うとともに、市報、市ホームページ及び東京都医療機関案内サービス(ひまわり)へ医療機関の情報を掲載するほか、都立小児総合医療センターや、子どもの救急サイト、7119救急相談センター、ぶんじ子育てナビに関する情報についても併せて掲載することにより、受診の目安や救急対応に関する情報についても活用できるようにしている。

「施策の進捗状況」はおおむね順調に進んでいるとしています。通番48 乳幼児健康診査については目標の達成ができなかったものの、その他の事業については量的・質的にも目標値を「達成した」となっており、また、全ての事業が方向性に基つき実施されたことにこのような評価としております。

会 長 ありがとうございます。では、この内容に関して質問及び御意見がありましたら、挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員 通番48です。こちら乳幼児の健康診断で目標としては100%を目指されていて、これは多分過去もそうだったと思うのですけれども、未達で、それに対して下のほうに個別受診に移行しましたとありますが、大きな変動は見られなかったといったところで、何となく個別受診に移行して効果はありそうな気がするのですけれども、目標達成できなかった理由とかを教えていただければと思います。また、今回の結果を踏まえて今後はどのようにしていくのでしょうか。ちょっと想像にはなるのですが、結局、前年度受診してこなかった人とかを個別にフォローしたり、医療機関につなげたりしていくのだと思うのですけれども、未受診だった人をどうしていくのかといったところが重要だと思うので、教えてください。

事務局 ありがとうございます。今、頂いた御質問に対しては所管課に確認をして、お答えできればと思います。

会 長 ほかに御意見、御質問、いかがでしょうか。

では、基本目標Ⅲ(2)もこれで終わりにして、次に進めていきたいと思います。次に関しましては第5章の評価に進みますけれども、よろしいでしょうか。では5章, ある程度量がありまして、第5章のページを見ていただくと分かりますけれども、4つの区分に分けております。資料5-2-5のところです。事務局から説明をしていただけたらと思います。

事務局 資料5-2-5を使って御説明をさせていただければと思います。今、会長からありましたように、この資料5-2-5を開いていただきますと、子ども・子育て会議の評価ということで4区分に分かれた枠を用意しております。この第5章については、この4区分に分けて説明させていただき、質疑や意見を頂く機会を設けられればと考えております。つきましては、本日ちょっと時間の都合もございますので、恐らくこの区分1までが限度かなと思っておりますが、こちらの説明をさせていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは資料5-2-5のさらにページをめくっていただいて横向きの表を御覧ください。  
1 幼稚園, 保育所, 認定こども園, 地域型保育事業等になります。皆様, 黄色の計画をお持ちかと思いますが、こちらの111ページからこの第5章が始まっております。第5章はどういうものか少し触れてからこの説明をしたほうがいいのかと思いますので、御説明をさせていただきます。

この第5章については、子ども・子育て支援事業計画, いわゆる, 今日の諮問でも少し触れましたが、子ども・子育て支援法第61条の基づいた計画となります。法的にこのような計画を作ることが決められているものですが、この中で量の見込みと確保方策という、この2つの言葉が繰り返し登場します。ちょっと独特な表現ですので、これについて御説明をしますが、簡単に申し上げますと量の見込みというのは利用者からの需要, いわゆるニーズになります。どれだけ必要とされているかということです。それに対して確保方策, これは需要に対して市がどれだけ確保できたか, 用意できているか, そういったことになります。それでは、その前提を基に、幼稚園, 保育所, 認定こども園, 地域型保育事業等のことについて御説明をさせていただきます。

横向きの資料を御覧いただきまして、幼稚園, 保育所, 認定こども園, 地域型保育所等については記載のとおり、各施設に対して未就学児の需要がどれだけあって、各需要に対して令和4年度の市の実績としてどれだけ確保, 用意できたのかということを表しているものとなります。ちょっとこの表も非常に独特な作りとなっているのですが、国の指定に基づいた表になりますので、少しかみ砕きながら御説明をさせていただきます。

ここに1号認定, 2号認定, 3号認定という言葉が出てきます。これについては、計画書の160ページにこの言葉の意味がどのようなものかということの説明をしております。なかなか丁寧に御説明する時間がないので大変恐縮なのですが、簡単に言うと、2号認定, 3号認定は何らかの理由で保育に欠ける, 保育が必要なお子様, 年齢区分に応じてそのようなお子様を2号認定, 3号認定といいます。1号認定はそれ以外のお子様で、教育などを必要とされるお子様を指しているものでございます。詳しくはこちらの内容を御覧いただければと思います。本当にざっくり言いますと、2号認定, 3号認定は保育園に入所される

お子様、1号認定は幼稚園に入所されるお子様、ざっくり言うとそのような考え方です。厳密に言うと違うのですけれども、簡単に言うとそのような認識でいただければと思います。

では順番に御説明をさせていただきます。この横向きの表でございますが、左側が計画になっていまして、右側が実績になります。左側でどのような計画を持っていて、実際にはどうだったのかということとを並べて記載しているものでございます。まず上から児童数で説明をさせていただきますが、計画の0歳を見ると1,008人に対して実際には975人のお子さんがいらっちゃったと、こういう見方でございます。ですので、計画では1,008人を見込んでいたのですけれども、実際は975人のお子さんでしたので33人の差があるということになります。そのような流れでいきますと、1歳が計画1,059人に対して実際には1,024人で35人の差、2歳が計画1,062人に対して実際には1,020人で42人の差、3歳以上が計画3,213人に対して実際には3,352人で139人の差ということになります。これは私どもが見込んでいた人口がどれだけで、実際にはどれだけの人口だったのかということになります。

それに対して量の見込みでございますが、0歳に対しては計画値と実績が同じ、1歳については68人、2歳については28人、計画よりも多い見込みが出ており、人口よりも少なかったのですけれども、見込みは計画よりも多かったということになります。3歳以上の2号認定については、逆に71人少ない結果となりまして、3歳以上の1号認定は、これは逆に64人、計画よりも多いという結果が出てまいりました。1歳や2歳は人口が計画よりも少ない結果の中で、見込みは計画よりも実績が多くなっているという状況の中で、このような数値の乖離が大きくなってきたので、昨年度計画の見直しが必要と判断いたしまして、子ども・子育て会議の委員の皆様にご尽力いただき、計画の見直しを図った。この乖離を少しでもずれが小さくなるようにするための計画を修正したということでございます。

その下の確保方策でございます。特定教育・保育施設、未移行幼稚園、特定地域型保育事業、企業主導型保育施設の地域枠、認可外保育施設ということで、特定教育・保育施設というのがここにありますように、幼稚園や保育所、認定こども園をいいます。未移行幼稚園、上記以外の幼稚園となっておりますが、市内の幼稚園は、この未移行幼稚園に該当します。また特定地域型保育事業というのは、認可保育所とは違った小規模な保育施設などを表しています。これは先程申しましたように、1号認定、2号認定、3号認定の区分において、どれだけのニーズがあって、それに対してどれだけの用意ができたのか、確保できたのかということを表しております。

結果、この過不足(C)を御覧いただくと、もうその差異が出ているようになっています。今回最初のほうで御説明をしたように、計画ではもともと令和4年度に待機児童を解消するというものを予定しておりました。ですので、計画を見ていただくと、過不足(C)の中には全てプラスの数字が載っているかと思えます。0歳は13人、1歳は6人という形です。これはつまり見込みよりも確保ができていますのでプラスになっている。ニーズに対して全て用意できているということを表しています。

それに対して結果、実績はどうだったかというと、1歳に三角の印がついておりますが、56人分の差ができて、足りていないということになります。0歳、2歳、2号認定、1号認定に

については、見込みに対しての確保はできているのだけれども、1歳についての3号認定が確保できていないという、そのような結果となっております。

そしてその下、当該年度までに新たに確保する量でございますが、これは通常、計画上で不足が生じている場合は、それに見合った量を確保する必要がありますので、例えば認可保育所を整備などして人数を拡充します。その新たに拡充する分の人数を載せていくものになります。ただ、当初の計画では、令和4年度当時、既に確保はもう見合っている見通しを立てておりましたので、ゼロという数字が載っています。実際、私どももその4年度に解消の見込みを立てておりましたので、新たな施設整備などはしなかったため、結果ゼロと実績も載っているということです。

そして、確保後の過不足ですが、新たな拡充を行いませんでしたので、過不足(C)と一番下の過不足(C)プラス(E)が同じ数字になったという結果になります。中間見直しを行うことによって、令和5年度については、まだ確保量が足りないけれども、令和6年度4月をもって、ここが確保できる計画を昨年度中間見直しで行ったということでございます。

令和4年度の実績については、既に昨年度の計画の中間見直しの際にも御報告しているところではございますが、今年度ほとんどの委員が新しくなられているので、今回御説明をさせていただいたものでございます。

会 長 まず、1つ目の区分である幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等についての御説明を頂きました。これに対しての質問及び御意見等がありましたら、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

事務局 少し分かりづらかった部分があるかと思っておりますので、もう少しだけ補足説明させていただきますと、先程確保方策で紹介した各施設というのは、これは市として用意をする必要があるものでございます。法的にどの種類の施設かは別として、量の見込みに見合った量を確保するというルールづけがあることから、このような計画を作ることになっているわけです。よって、計画を策定するだけではなくて実際にどうだったのか評価を行いながら次につなげていくという流れになります。計画を策定するときにも委員の皆様から御意見を頂くというのが、現在の仕組みでございます。

委 員 この数値から見えたところは、結局1歳児の確保がまだ不十分ですといったところだというのは理解していて、それに対してどうしても施設の数を増やすと、ほかも増えてしまって既存の保育園の人たちの定員がといったところもあって、認証を認可とかにして、1歳児の枠をできるだけ増やすという取組をしていると思うのですが、数としては56という、割とほかの数はプラスが多いのですけれども、56はなかなか数が多いなと思っています。ですので、延長線でいくという話なのか、また新たな取組があるのかということで、ちょっと状況を教えていただきたいなと思います。

事務局 この件について、その計画の見直しのときにも一定御意見なども頂きましたし、御説明もさせていただいたところですが、今後のこの市の状況について、改めて御説明をさせていただきますと、この未就学児の人口全体で見ると、当初の計画値からそこまで差異がありませんでした。一方で0,1,2歳に関しては、実は計画値よりも想定以上に少ない結果が出ています。これはどういうことかという、将来的にやはり人口が当初の見込みよりも減っ



ていくことが想定されるものでございます。

これまでは未就学人口が右肩上がりで増加をしていきましたが、やはり昨今の日本全体でも騒がれているように、人口減少について、国分寺市も向き合っていくのが間もなくという状況になっており、既にもうその傾向は出ていることとなります。そうすると、1歳の待機児童の解消のために施設を新たにつくって拡充し続けると、必要量以上に施設を用意することになってしまう懸念があり、今、状況として適さないであろうと考えております。しかもこの1,2年の中で待機児童は発生しますが、先程申しましたように、令和6年4月には、量の見込みに対して、確保ができることを想定しておりますので、今の状況ではこの5年度の認可化でありますとか、やなぎ保育園の定員変更等によって、一定賄えていけるのではないかと考えております。

委員 つまり未就学児童の見込量がこれから減っていくという状況だと思うのです。もう1点だけなのですが、結局児童数で見ると、確かに減っていくのだとは思いますが、要はその利用する人数という意味だと、増えていくように数値的に見えるのですけれども、今後児童数も減っていく状況だから、そういう判断をしたという理解で合っていますか。

事務局 説明が少し不足していたかと思うのですが、今回人口が減っているのにもかかわらず、量の見込みが増えたということは、つまり保育園を必要とする御家庭の割合が増えたということになります。ですので、計画値に対する低年齢の未就学児童人口の減少以上に量の見込みが増えたというのが今回の結果になります。実際これまで1歳児や2歳児の保育所の利用率は、今までずっと右肩上がりで増えてきましたが、市の考えとしては、この量の見込みはここ数年で頭打ちになることを想定しております。そうすると、あとは人口減少にあわせて推移を見ていくこととなります。

会長 結局、今、1歳が来年2歳になり、その後3歳になりということで、ずっと同じ年齢ではないということも鑑みて、考えているということになるだろうと思います。よろしいですか。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかに御意見はありますでしょうか。御質問でも構いません。

では、この件に関してはこれで終わりにしまして、続きは次回の会議にて議論したいと思います。事務局からその他で何かあれば、お願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

事務局 ありがとうございます。本日は急遽の対応ということで、オンラインでの御参加、また対面での御参加、ありがとうございました。今後もこのような方法、柔軟に対応しながら運営してまいりたいと思いますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

今回第5章の途中までということではございましたが、次回行う際に皆様をお願いしたいことがございます。この後も非常に数値のお話をたくさんさせていただくこととなります。この数値を御説明するに当たって、実績を説明する事業がどのような事業なのかということの理解があると非常に話が早くなってきますので、もし可能であれば、計画の120ページ「地域子ども子育て支援事業」以降を事前にお読みいただければと思います。この中に計画に位置付ける各種事業ございまして、事業の概要を掲載しておりますので、その部分だけでも御一読いただければありがたいと思っております。事業名を聞くだけではなかなか

かその中身が何なのかということがちょっとイメージしづらいものもあつたりするのです。この概要を見ながら、また可能であれば、どんな数値の動きを計画として持っているのかなどを御覧いただくと、次回の会議がスムーズになるかと思しますので、御協力のほどよろしくお願いたします。一応次回の会議でもこの御説明はさせていただく予定でおりますが、恐らくまた駆け足で御説明をさせていただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

会 長 では皆様、どうぞ一読して理解を深めて、またいい質疑応答ができるようにと思います。長時間にわたりありがとうございました。では、最後に事務局からあれば、お願いたします。

事務局 次回は10月5日を予定しております。ですので、先程申し上げた計画書の中でよく分からないことや、数値等で御質問などもしきたらあるかもしれません。そのような方がいらっしやいましたら、9月19日火曜日午前中ぐらいまでに頂ければ、御用意したいと考えておりますので、もし御質問、御意見等ございましたら、9月19日火曜日午前中までにメールにて頂ければ幸いです。

次回の会議の会場については、第1・2委員会室で、時間は本日と同様に午後6時半からとなります。会議の終了時間は今日よりも少し早めに終われるのではないかという見込みを立てておりますが、もしかしたら2時間ぐらいかかってしまうかもしれませんので、お手数ですが、何卒よろしくお願いたします。

会 長 ありがとうございました。なかなか難しい言葉とかいろいろ出てきまして、理解も難しいかと思いますが、資料をちょっと読み込みながら進めていけたらと思います。また次回もよろしくお願申し上げます。

では、これで閉会にしたいと思います。ありがとうございました。皆さん、お気をつけてお帰りください。

— 了 —